

道央廃棄物処理組合告示第5号

令和4年8月22日付け道央廃棄物処理組合告示第4号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和4年8月25日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

記

1 訂正する内容

道央廃棄物処理組合告示第4号の「道央廃棄物処理組合焼却施設建設附帯工事」に係る告示文を下記のとおり訂正する。

2 訂正箇所

11 契約保証金に記載の文言を修正

※詳細は下記正誤表を確認すること。

正誤表

道央廃棄物処理組合告示第4号 5ページ（文言の修正）	
誤	11 契約保証金 契約保証金は、免除とする。
正	11 契約保証金 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。ただし、道央廃棄物処理組合契約規則第31条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。